

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第399号）

〔 運営会議及び職員会議資料部分公開決定審査請求事案 〕

（答申日：令和6年6月28日）

第一 審査会の結論

実施機関（大阪府教育委員会）は、本件審査請求に係る部分公開決定において非公開とした部分のうち、別紙対象文書2-2、2-3、4-2、7-2、7-3、9-3に記載されているPTA会長という役職名及びPTA会長の氏名、別紙対象文書3-6、4-3、8-5、9-2に記載されている役職名及び役職予定並びに別紙対象文書5-2に記載されている教育実習を行う教科を公開すべきである。実施機関のその余の判断は妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和3年5月13日、審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（行政文書公開請求の内容）

府立〇〇高校について、令和3年3月1日以降の運営会議および職員会議資料の全て。

- 2 同年6月11日、実施機関は、本件請求に対応する行政文書（以下「本件行政文書」という。）を（1）のとおり特定し、条例第13条第1項の規定により、（2）に掲げる部分を除いた部分を公開することとする部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）のとおり公開しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（1）本件行政文書

- ・運営委員会（令和3年3月2日、3月24日、4月1日、4月7日、4月14日、5月6日）の資料のすべて
- ・職員会議（令和3年3月25日、4月1日、4月7日、4月20日、5月10日）の資料のすべて

（2）公開しないことと決定した部分

公開することと決定した文書中に記載されている生徒及び保護者等の個人情報に関する部分

（3）公開しない理由

条例第9条第1号に該当する。

本件行政文書の非公開部分は、公開することにより、個人が特定される恐れがある情報であり、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。

第三 審査請求の趣旨

処分の取消しを求める。該当文書の公開を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の審査請求書における主張は、概ね次のとおりである。

請求文書について、「生徒及び保護者等」の個人情報を非公開としているが、府立〇〇高校生徒および保護者は入学時に個人情報の取り扱いについて同意書を提出しており、その範疇の情報については公開されるべきである。よって不服とする。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は概ね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

2 弁明の理由

(1) 条例第9条第1号の該当性について

対象行政文書（非公開部分）には、特定の個人が識別され得るもの（生徒の氏名や情報、保護者の氏名、非常勤講師の授業時間数等）が記載されており、一般に知られたくないと望むことが正当であると認められる。非公開部分を公開することで、容易に入手し得る他の情報と結びつけることによって特定の個人が識別され得る情報であるため、条例第9条第1号に該当すると判断した。

(2) 大阪府立〇〇高等学校における生徒及び保護者等の個人情報の取扱いについて

入学時に配付される「大阪府立〇〇高等学校における個人情報及び肖像権の取扱いについて」において、「個人情報は適切に管理し、次の目的以外には使用しません。」と記し、例外的な使用目的として「生徒の教育・管理等に密接に関わる事」及び「教育活動等に関わる事」を挙げている。

また、「法令等に基づく場合」、「生命、身体又は財産その他の権利・利益を保護するために必要と判断できる場合で、本人の同意を得ることが困難な場合」を除き、個人情報を第三者に開示することはない、と明示して生徒及び保護者等の同意を得ている。

審査請求人は、生徒及び保護者等は入学時に個人情報及び肖像権の取扱いに関する同意書を提出しているため、その範疇の情報について公開すべきである旨を主張しているが、この同意書によって得ている同意は、本件、情報公開請求における同意ではない。

3 結論

以上のとおり、本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、違法、不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによ

って府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念のもとにあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

- (1) 審査請求人は、請求文書について、「生徒及び保護者等」の個人情報を非公開としているが、府立〇〇高校生徒および保護者は入学時に個人情報の取り扱いについて同意書を提出しており、その範疇の情報については公開されるべきであると主張する。

この点、実施機関は、入学時に配付される「大阪府立〇〇高等学校における個人情報及び肖像権の取扱いについて」において、例外的な使用目的として「生徒の教育・管理等に密接に関わる事」及び「教育活動等に関わる事」を挙げており、情報公開請求において、個人情報が公開されることについて同意を得ているものではないと説明する。

実施機関が説明するとおり、入学時の生徒及び保護者等の同意は、情報公開請求における個人情報の公開に及ぶものではないといえるのであり、審査請求人の主張は認められない。

一方、実施機関は、本件行政文書のうち、生徒及び保護者等の個人情報は条例第9条第1号に該当する旨主張するので、以下検討する。

(2) 条例第9条第1号について

条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則としつつ、併せて、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護する旨を宣言している。また、条例第5条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないように最大限の配慮をしなければならない旨規定している。

本号は、このような趣旨を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止について定めたものである。

同号は、

- ・個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて（以下「要件1」という。）、
- ・特定の個人が識別され得るもののうち（以下「要件2」という。）、
- ・一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの（以下「要件3」という。）

が記載されている行政文書を公開してはならない旨定めている。

そして、「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報」とは、個人のプライバシーに関する情報を例示したものであり、「特定の個人が識別され得る」情報とは、当該情報のみによって直接特定の個人が識別される場合に加えて、他の情報と結びつけることによって間接的に特定の個人が識別され得る場合を含むと解される。また、「一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報」とは、一般的に社会通念上、他人に知られることを望まないものをいうと解される。

(3) 条例第9条第1号の該当性について

ア 実施機関が対象文書として特定したもののうち、非公開部分が含まれるものは、以下のとおりである。

- ・「令和3年3月24日 令和2年度運営委員会（第18回）」（以下「対象文書1」という。）
- ・「令和3年4月1日 令和3年度運営委員会（第1回）」（以下「対象文書2」という。）
- ・「令和3年4月7日 令和3年度運営委員会（第2回）」（以下「対象文書3」という。）
- ・「令和3年4月14日 令和3年度運営委員会（第3回）」（以下「対象文書4」という。）
- ・「令和3年5月6日 令和3年度運営委員会（第4回）」（以下「対象文書5」という。）
- ・「令和3年3月25日 令和2年度職員会議（第18回）」（以下「対象文書6」という。）
- ・「令和3年4月1日 令和3年度職員会議（第1回）」（以下「対象文書7」という。）
- ・「令和3年4月7日 令和3年度職員会議（第2回）」（以下「対象文書8」という。）
- ・「令和3年4月20日 令和3年度職員会議（第3回）」（以下「対象文書9」という。）
- ・「令和3年5月10日 令和3年度職員会議（第4回）」（以下「対象文書10」という。）

イ 各対象文書に含まれる非公開情報は別紙のとおりであり、「生徒に関する情報」、「PTA役員等に関する情報」、「非常勤講師に関する情報」、「教育実習生に関する情報」及び「ID・ログインコードに関する情報」に大別されるところ、以下、この分類に従って検討する。

なお、以下において検討する各情報が、いずれの対象文書に掲載されているかを示すため、別紙にある対象文書の番号と、非公開部分が含まれる文書の名称及び非公開情報に付した番号を引用する。

ウ 生徒に関する情報

(ア) 令和2年度の懲戒指導（停学以上）、校長訓告及び生徒指導部長注意の件数及び人数について（対象文書1-1、6-1）

府立〇〇高校が、生徒に対して、懲戒指導（停学以上）、校長訓告及び生徒指導部長注意を行ったという情報は、対象となった生徒が、指導等対象となる行為を行ったことを意味することから、生徒の学校生活における態度に関する情報であるといえ、要件1に該当する。

もっとも、非公開とされたのは件数及び人数であり、生徒個人の氏名が含まれないことから、個人識別情報であるといえるか検討する。

この点、個人識別情報の有無の判断に当たり、照合すべき他の情報の範囲については、当該情報が公開されることによって生じるプライバシー侵害の内容や程度、あるいは侵害が発生する蓋然性の程度等に照らし、総合的に検討する必要がある。

照合すべき他の情報の範囲を検討するに、当該情報は、学校内における懲戒指導に関する情報であることから、「他の情報」には、当該府立学校の生徒、その保護者及び学校教員等（以下合わせて「関係者」という。）が有する情報も含めて個人識別性を判断すべきである。

仮に懲戒指導等に関する情報が公開されるならば、プライバシーが侵害されることが明らかに予想され、懲戒指導等を受けた生徒の名誉感情が損なわれるという事態が生じる相当程度の蓋然性が認められるところ、要件２の該当性の判断にあたっては、一般人を基準に判断するのではなく、照合すべき他の情報には、関係者が有する情報を含むと解するのが相当である。

そして、府立〇〇高校において、令和２年度に懲戒指導等が行われたという事実と、関係者が有する各生徒の日頃の行状といった情報を結びつけることにより、懲戒指導等を受けた生徒が特定され得るため、個人識別性が認められ、要件２に該当する。

府立〇〇高校が、生徒に対して、懲戒指導等を行ったという情報は、対象となった生徒が、指導等の対象となる行為を行ったことを意味することから、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるため、要件３に該当する。

- (イ) 生徒の受験番号及び氏名等について（対象文書１－２、対象文書２－３、対象文書６－２、対象文書７－２）

生徒が、入学式において宣誓を行うという情報は、生徒の学校生活における出来事であり、要件１及び要件２に該当する。

生徒が宣誓を行うか否かは、府立学校が生徒に対して打診し、当該生徒の判断に委ねられるものであるところ、生徒が宣誓を行うという判断を行ったことは、当該生徒の思想に関わる事柄であることから、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるため、要件３に該当する。

- (ウ) 生徒の学年、組、出席番号及び健康状態等に関する情報について（対象文書３－１及び３－２、対象文書８－１）

生徒の学年、組、出席番号及び健康状態等に関する情報は、要件１に該当する。

もっとも、非公開とされたのは生徒の学年、組、出席番号及び健康状態等であり、生徒個人の氏名が含まれないことから、個人識別情報であるといえるか検討する。

この点、個人識別情報の有無の判断に当たり、照合すべき他の情報の範囲については、当該情報が公開されることによって生じるプライバシー侵害の内容や程度、あるいは侵害が発生する蓋然性の程度等に照らし、総合的に検討する必要がある。

照合すべき他の情報の範囲を検討するに、当該情報は、特定の生徒の健康状態等に関する情報であることから、「他の情報」には、関係者が有する情報も含めて個人識別性を判断すべきである。

仮に特定の生徒に係る健康状態等に関する情報が公開されるならば、プライバシーが侵害されることが明らかに予想され、当該生徒に精神的苦痛を与えるという事態が生じる相当程度の蓋然性が認められるところ、要件２の該当性の判断にあたっては、一般人を基準に判断するのではなく、照合すべき他の情報には、関係者が有する情報を含むと解するの

が相当である。

府立〇〇高校において、当該生徒の健康状態等と、関係者が有する各生徒の健康状態といった情報を結びつけることにより、当該生徒が特定され得るため、個人識別性が認められ、要件2に該当する。

生徒の健康状態等は、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるため、要件3に該当する。

(エ) 生徒の期数、学年、組及び出席番号について（対象文書5-3、対象文書10-2）

生徒が、オンライン学習を行うために必要な携帯電話、パソコン、タブレット端末の何れも所持していないという情報は、生徒の家庭生活における状況であり、要件1に該当する。

この点、個人識別情報の有無の判断に当たり、照合すべき他の情報の範囲については、当該情報が公開されることによって生じるプライバシー侵害の内容や程度、あるいは侵害が発生する蓋然性の程度等に照らし、総合的に検討する必要がある。

照合すべき他の情報の範囲を検討するに、当該情報は、特定の生徒の家庭生活における状況に関する情報であることから、「他の情報」には、関係者が有する情報も含めて個人識別性を判断すべきである。

仮に特定の生徒の家庭生活における状況に関する情報が公開されるならば、プライバシーが侵害されることが明らかに予想され、当該生徒の名誉感情が損なわれるという事態が生じる相当程度の蓋然性が認められるところ、要件2の該当性の判断にあたっては、一般人を基準に判断するのではなく、照合すべき他の情報には、関係者が有する情報を含むと解するのが相当である。

府立〇〇高校において、生徒の学年、組及び出席番号と、関係者が有する各生徒の家庭状況に関する情報を結びつけることにより、当該生徒が特定され得るため、個人識別性が認められ、要件2に該当する。

生徒の家庭生活における状況は、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるため、要件3に該当する。

エ PTA役員等に関する情報（対象文書2-2及び2-3、対象文書3-6、対象文書4-2及び4-3、対象文書7-2及び7-3、対象文書8-5、対象文書9-2及び9-3）

(ア) PTA会長という役職名と、PTA会長の氏名が非公開とされているところ、このうち、PTA会長の氏名は、条例第9条第1号の要件1及び要件2に該当する。

要件3の該当性を検討するに、PTAとは、学校に在籍する児童生徒の保護者及び教職員によって、学校ごとに組織されたものを指し、社会教育法（昭和24年法律第207号）における「社会教育関係団体」に該当し、条例第8条第1項第1号の「その他の団体」に該当する。

PTA会長は、当該団体の代表であり、また、本件対象文書を見るに、当該文書は、PTAという団体の業務として作成されたものであること、あるいはPTA会長の職務内容とともに氏名が記載されていることから、PTA会長の氏名が公にされたとしても前記の要件に該当しないことから、対象文書2-2、2-3、4-2、7-2、7-3、9-3に記載されている当該情報は、公開が妥当である。

なお、これら対象文書に記載されている役職名は、要件1から要件3に該当しないため、公開が妥当である。

(イ) PTA役員及び実行委員予定者の氏名等、学級委員の候補者の氏名等は、府立〇〇高校のPTAという団体の役職及び委員への就任に関する情報であり、要件1及び要件2に該当する。

PTA役員及び実行委員予定者の氏名等について、保護者がPTA役員等に就任するか否かは、府立学校が保護者に対して打診し、当該保護者の判断に委ねられるものであるところ、保護者がPTA役員等に就任するという判断を行ったことは、当該保護者の思想に関わる事柄であることから、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるため、要件3に該当する。会長候補者の氏名については、未だ正式に選出されていないところ、同様に要件3に該当する。

学級委員の候補者の氏名等について、府立学校は、委員等の経験があるか否かという事情等を加味して学級委員候補者を選定しているところ、選定の事実は、府立学校内で共有しているものにすぎず、特定の保護者が、学級委員候補者に選定されているということは、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるため、要件3に該当する。

なお、対象文書3-6、4-3、8-5、9-2に記載されている役職名及び役職予定名が非公開とされているが、これらは要件1から要件3に該当しないため、公開が妥当である。

オ 非常勤講師に関する情報（対象文書2-1、対象文書3-3から3-5、対象文書4-1、対象文書5-1、対象文書7-1、対象文書8-2から8-4、対象文書9-1、対象文書10-1）

非常勤職員の報酬については、地方自治法第204条の2第4項において、「普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これをその議会の議員、第203条の2第1項及び前条第1項の者に支給することができない。」と規定されており、大阪府においては、「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」（昭和40年大阪府条例第38号）第2条、「大阪府公立学校一般職非常勤職員就業等規則」（平成28年大阪府教育委員会規則第20号）第17条及び「大阪府公立学校非常勤講師取扱要綱」第10条の規定に基づき、「非常勤講師の報酬支給要領」第2条において、非常勤講師の授業1時間当たりの報酬の額が規定されている。

当該報酬額は、ウェブサイトにおいて公表されているところ、これに非常勤職員の持ち時間数が公開されると、当該非常勤職員の給与額を推測することが可能となる。

非常勤職員の給与額は、個人の所得に関する情報であって、要件1に該当し、非常勤職員の氏名が公開されていることから、要件2にも該当する。

給与額は、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるため、要件3に該当する。

カ 教育実習生に関する情報（対象文書5-2）

実習生名簿に記載されている氏名及び期は、要件1及び要件2に該当し、在籍する大学、学部、及び学科は、学歴に関する情報であることから、要件1及び要件2に該当する。

大学生が、教育実習を行っているという情報は、将来の職業を推測させる情報であり、学歴についても、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるため、要件3に該当する。

もっとも、教育実習で行う教科については、実習生名簿の「教科指導教員」及び「大阪府府立〇〇高校 令和3年度人事異動」から推測されるものであることから、教科については要件3に該当しないため、公開が妥当である。

キ 「ID・ログインコードに関する情報」について（対象文書7-4）

ID・ログインコードに関する情報は、要件1から要件3のいずれにも該当しない。

もっとも、ID・ログインコードは、教職員が利用するサービスに係るものであり、府立〇〇高校の事務に関するものであることから、これを公開することにより当該事務に支障が生じるおそれがないか、条例第8条第1項第4号の該当性について検討する。

（ア）条例第8条第1項第4号について

府の機関又は国等が行う事務事業に係る情報の中には、当該事務事業の性質、目的等からみて執行前あるいは執行過程で公開することにより、当該事務事業の実施の目的を失い、又はその公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼし、ひいては、府民全体の利益を損なうおそれのあるものがある。

同号は、

- ・府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって（以下「要件4」という。）、
- ・公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの（以下「要件5」という。）

に該当する情報については、公開しないことができる旨定めている。

本号の「取締り、監督、立入検査」とは、行政が権限に基づいて行うもので、府税犯則取締り、営業に対する監督、事業者への立入検査等をいい、類似の事務として指導、監査、税務調査、各種監視等がある。

また、本号の「おそれのあるもの」に該当して公開しないことができるのは、当該情報を公開することによって、「事務の目的が達成できなくなり」、又は「事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼす」程度が名目的なものに止まらず具体的かつ客観的なものであり、また、それらの「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性でなく法的保護に値する蓋然性がある場合に限られると解される。

（イ）教職員は、職務を遂行するために、ベネッセハイスクールオンラインサービスを利用しており、ID・ログインコードは、そのサービスの利用のために必要となるものであるから、府立〇〇高校の事務に関する情報であるといえ、要件4に該当する。

当該サービスでは、指導に役立つ情報や進路指導情報等が配信されているところ、その利用は、校長、教職員等に限定されており、ID・ログインコードを公にすることで、第三者が当該サービスにログインすることが可能となれば、教職員が当該サービスを利用する

ことができなくなる等により、府立〇〇高校の生徒への指導及び生徒への進路指導情報の提供等の事務の目的が達成できなくなるおそれがあるといえ、要件5に該当する。

(ウ) 以上のことから、ID・ログインコードに関する情報は、条例第8条第1項第4号に該当するため、非公開が妥当である。

3 結論

よって、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

魚住 泰宏、的場 かおり、海道 俊明、近藤 亜矢子